

除雪援助のしくみ



地区民生児童委員が世帯訪問し、「援助申請書」を取りまとめます。

(提出期限:11月11日(月))

上記「援助申請書」を、11月民生児童委員協議会定例会において審査し、対象世帯を決定します。

(12月の定例会で除雪券を発行)

<屋根雪除雪・落下式屋根世帯>

地区民生児童委員を通じて「除雪利用券(31,500円分)」が各世帯へ配付されます。除雪協力者(申請書に記入した除雪依頼先)には、町から依頼世帯名簿を送ります。除雪協力者が変更になる場合は、必ず除雪前に福祉保健課へご連絡ください。

各世帯は除雪が必要になったら申請した除雪協力者様に依頼します。

※「除雪利用券」の対象範囲

- ①生活の本拠である家屋の屋根雪除雪(作業所等は対象外)
- ②避難路の確保
- ③日常生活に支障をきたす屋根からの落雪

除雪代金は「除雪利用券」で支払います。除雪1回あたりの利用金額に上限はありません。

除雪協力者は町社会協議会(※)に「利用券代金支払い申請書」を提出します。除雪代金は、指定口座に振り込まれます。

<融雪式屋根世帯>

12月1日～2月末日までの最大積雪深によって補助額の上限を決定し、各世帯に通知します。

※補助上限額

～1.5m	: 10,500円
～2m	: 21,000円
2m以上	: 31,500円

3月上旬に各世帯は期間中の燃料の納品書や領収書を町に提出します。

証拠書類を確認後3月末日までに、各世帯が指定した口座に補助金が振り込まれます。



※除雪代金の支払い業務は、町社会福祉協議会へ委託しております。

～除雪援助事業に関するの問合わせ先～

町福祉保健課福祉班 電話 765-3114 (担当: 広田)

町社会福祉協議会 電話 765-3774